

平成29年度 社会福祉審議会総会 会議録

- 1 **開催日時** 平成30年3月29日(木) 午後2時00分～3時45分
- 2 **開催場所** 大阪市役所 屋上階 共通会議室
- 3 **出席委員** 19名
青堅委員、石田委員、大槻委員、岸本委員、北委員、草島委員、小山委員
白國委員、白澤委員、杉本委員、高橋委員、手嶋委員、牧里委員
三田委員、三宅委員、矢田貝委員、山下委員、山本委員、吉田委員

諫山福祉局長あいさつ

皆さん、こんにちは。福祉局長の諫山でございます。

大阪市社会福祉審議会の総会、年度末の本当に押し迫った日でございます。白澤委員長を初め委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の総会でございますけれども、社会福祉施策各分野におけます基本的な方向性あるいは事業の進め方について取りまとめました4つの計画についてご報告をさせていただきます。大阪市地域福祉基本計画、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、大阪市こどもの貧困対策推進計画の4つの計画でございます。それぞれこの間、それぞれの分科会であるとか、部会であるとか、ワーキングであるとか、協議会などの検討機関でご審議、ご議論をいただけてきました。それぞれ多くの委員の皆様にご検討いただきまして、この間の多大なご協力に改めて感謝を申し上げます。それぞれ素案を策定しまして、パブリックコメントで広く市民の皆様の意見を募りました。それに基づいて必要な修正を加えて、改めてそれぞれの検討機関に諮ってご審議いただきご承認をいただきました。その内容についてこの場で改めてご報告させていただくというものでございます。

あわせて、昨年この場でもご報告をさせていただきました児童福祉審議会の設置につきましても、現在の状況についてご報告をさせていただきます。

策定をされます4つの計画、そして一昨日には大阪市会の本会議におきまして平成30年度

の予算についてご承認をいただきました。これらに基づきまして新年度の施策・事業を進めてまいりまして、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方の引き続きのお力添えをお願い申し上げます。限られた時間ではございますけれども、皆様方の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

事務局（河野福祉局総務部企画担当課長）

出席委員並びに出席職員の紹介

出席状況の報告、配付資料の確認及び会議の公開について

議 事

事務局（河野福祉局総務部企画担当課長）

本日は、委員総数27名の過半数を超える19名の皆様にご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の進行につきまして、白澤委員長にお願いしたいと存じます。白澤委員長、よろしく願いいたします。

白澤委員長

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました委員長をさせていただきます。白澤でございます。

本日は年度末、大変お忙しい中、大阪市社会福祉審議会の総会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

今、諫山局長からも話がございましたように、きょうは大阪市で4つの計画をつくられたということで、そのご報告に関しましてご意見をいただき、こういう機会でございます。恐らくこの4つの計画の大きな柱の中には、今、国で言われている地域創生とか、地域共生社会をつくる中で子どもや障がい者あるいは高齢者をどう地域で支えていくのか。恐らくこれが地域福祉計画にも流れている一つの原点だろうと思っておりますが、そういう意味では、大阪市

におきましても市民主体で地域をどうつくっていくのか。決してそれは行政が丸投げをするということではなくて、市民がそういう環境をどう行政の中で整えていくのか、そういうことが大変重要な時期に来ていると思います。ぜひきょうは忌憚のないご意見をいただきまして、この4つの計画がきちっと遂行でき、さらにはそれ以上の発展ができることを皆さん方のご意見をいただくことで進められればと思います。

着座で進めさせていただきます。

きょう、議題が報告事項、その他を含めまして5点ございます。

まず、第1の報告事項でございますが、地域福祉の推進について、大阪市地域福祉基本計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（松村福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局生活福祉部地域福祉課長の松村でございます。

私のほうから、大阪市地域福祉基本計画の概要につきましてご説明させていただきます。

資料1をごらんください。座らせていただいてご説明させていただきます。

まず、1、計画の概要でございますが、本計画は各区の地域福祉を推進する取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法・制度等への対応につきまして、市域全体で取り組んでいくために策定するものでございまして、計画期間は平成30年度から3年間としております。

大阪市におきまして、区の実情や特性に応じました地域福祉を推進するための中心的な計画は、あくまで区の地域福祉計画等でございますので、本計画は区の計画を支援する基礎的計画という位置づけとしております。

また、本計画は、地域という視点から保健・福祉の各分野別計画、高齢、障がい、子どもとさまざまございますが、それらを横断的につなぐことで年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人の地域生活を支えるということを目指すものでございます。

次に、本市の現状・課題でございますが、計画本体のほうではさまざまな統計データ等から見えます大阪市の現状として、地域福祉を取り巻く状況を掲載しておりますが、その中からの抜粋といたしまして、例えば2040年の区別の高齢化率を見ますと、一番低い区では30%未満、23%であるのに対しまして、高い区では40%以上と42.5%という区もございまして、かなり高齢化率も区ごとに異なっております。

他の統計からも地域福祉に関するニーズは区ごとに、さらには地域ごとにさまざまござ

いますので、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に本計画では地域福祉推進の基本圏域を小学校区である小地域と位置づけておりますので、そうした小地域における取り組みを進めていくことが大切でございます。

また、高齢者実態調査からは、孤立死を身近に感じている方が多く、特にひとり暮らしの方では約6割の方が不安に感じられるため、見守り活動を充実するなど、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要となってまいります。

また、一番下でございますが、相談支援機関の実態調査からは、福祉課題は複雑化、多様化、深刻化する中、1つの相談支援機関では解決できない課題もふえておりまして、本人や世帯全体の複合化したニーズに対応するためには、分野を超えて連携する仕組みが必要であるということがうかがえます。

次に、資料右側の法・制度の動向と本市の方針のほうをごらんください。

現在、地域福祉に関する国の動向につきましては、大きく分けて2点ございます。1点目は、子ども・高齢者・障がい者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合うことができるいわゆる我が事、丸ごとの地域共生社会の実現に向けた仕組みの構築、そして2点目は、成年後見制度の利用促進でございます。

すみません、資料の裏面のほうに移っていただきまして、こうした国の動向や先ほどのデータなどから見えてきました課題を踏まえまして、真ん中ですが、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりという基本理念を定めまして、それを実現するために2つの基本目標を掲げ、福祉施策のみならず、まちづくりや災害時に備えた取り組みなど、全庁的に進めていくこととしております。

まず、資料左側の基本目標1、みんなで支え合う地域づくりにつきましては、地域が我が事として取り組むための施策といたしまして、住民主体の地域課題の解決力強化、そして地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進、災害時等における要援護者の支援という3つの方向性を掲げております。

そして資料右側の基本目標2、新しい地域包括支援体制の確立では、支援を要する人を丸ごと支えるための施策といたしまして、地域における見守り活動の充実、相談支援体制の充実、権利擁護支援体制の強化の3つを施策の方向性として定めてそれぞれ進めていくこととしております。

次に、資料下段、各区に共通する課題等への具体的な取り組みでございますが、各区に共通する課題に対しまして、主に市レベルで局が中心となって取り組む施策についてまとめて

おります。

大きく3つございますが、まず左側の相談支援機関、地域、行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備でございますが、地域における見守り活動と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果によりまして地域福祉力の向上を図り、社会的孤立や複合課題を抱えた人を早期把握、早期対応できる地域づくりを目指すこととしております。

総合的な相談支援体制につきましては、この間、当審議会でもご議論いただいてまいりましたので今年度3区におきまして実施しておりますモデル事業につきましては、少しご説明させていただきます。

この事業は、本計画の中でも大きな柱として進めていくこととしておりまして、お手元のパイプファイルの中には計画本体があると思いますが、その本体の102ページ以降に詳細な記載がございますので、またごらんいただきたいと存じますが、そのモデル事業では、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた方や世帯に対して区保健福祉センターが中心となりまして、施策分野を超えた相談支援機関や地域の関係者等との連携を進めるとともに、そうした関係者が一堂に会し、支援策を話し合う総合的な支援調整の場の開催等の取り組みを行っております。

その総合的な支援調整の場の開催によりまして、複合的な課題を抱えた世帯全体への支援方針や役割分担が明確化し、適切な支援につながった事例が4月から12月末までの9カ月間で51件ございました。また、職員の適切なコーディネートによりまして適切な支援につながった事例も74件ございまして、この事業による効果も見えてきたところでございます。

今後、さらなる事業展開に向けまして事例を蓄積し、その効果や手法についての分析と検証を行い、各区の実情に応じた取り組みが進められますよう、実施手法等をさらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

すみません、戻っていただきまして、もとの資料1のほうでございますが、真ん中の福祉人材の育成・確保では、福祉活動の担い手としての市民、そして福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、さらには虐待への対応や相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれの人材の育成・確保の取り組みを進めることとしております。

先ほどご紹介もございましたが、本日、皆様のお手元に配りしております福祉読本は、それらの取り組みの一つといたしまして、子どもころから福祉に親しみ、関心が持てるようにと白澤委員長に座長になっていただきました検討会議でご意見をいただきまして作成しま

した小学生用の福祉教材でございます。今後、市内全小学校に配付し、福祉を学ぶ機会を設けることとしております。

最後に、一番右端、権利擁護の取り組みと充実でございますが、虐待防止に関する取り組みをさらに推進するとともに、認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が自分らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築いたしまして、成年後見制度の利用を促進することとしております。

大変簡単ではございますが、地域福祉基本計画の内容説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

今、大阪市地域福祉基本計画の概要につきましてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

先ほどご説明いただいたところで、複合的な問題が随分ふえてきて、そういうことで大阪市が3区でモデル事業をやっていると、これが一つの大きな大阪市の今、目玉だろうと思うし、あるいはこの計画の中に書き込んでいただいた。これは例えば80・50問題という、80歳の要介護者と50歳の閉じこもりの息子さんがいる、こういう家庭が随分ふえてきているわけですが、そういう中で介護支援専門員という要介護を担当する人、そして障がいの担当者あるいは保健師、こういういろんな相談する人たちが調整する場所を区の中のコーディネーターを配置すると、こういう事業を非常に先駆的に始められたと。これは恐らく今後、日本全体でこういうような仕組みというのはでき上がっていくだろうと、そういうことのご紹介もいただきましたが、何かご質問ございませんでしょうか。いかがでしょう。

はい、どうぞ。

白國委員

民生児童委員の白國でございます。

この計画についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、他の分科会でも申し上げておりますけれども、地域の現場に立ちますといろんな団体の構成員がなくなって横のつながり、団体自身もいろいろと維持できないというような中で、いろんなこういう計画の担い手というのが大変今後確保であったり、育成が難しいなということを危惧しているところでございま

して、そのところをこの地域共生社会ということについて専門職、そういった人材の確保というのが、財源も確保できて目標を達成されると思いますけれども、その地域においていろんな事業の活動を住民主体の中でやっていく担い手というのが本当にいないという地域の現場の現状を本当にしっかりと把握されて問題の大きさ、重さを受けとめておられるんかなと、そこは大変危惧するところで、専門職の人材は2035年問題に向かって介護保険の財源の中で確保・育成ができると思いますけれども、一方、地域でやること、人材が全く不足しているように思います。

また、特にいろんな計画ができてそれを地域におろしてきたときに例えば、長くなって申しわけありません、地域ビジョン、それが各区24区でおつくりになっているかと、かつてはできていないということを申し上げましたけれども、現実にまだできていないところもあって、この社会福祉審議会のほうで制度であったり、人材の育成であったり、そんなことについては申し上げるけれども、24区のところにお任せをするというようなところが随分あると思うんです。だからこの基本計画は30年度から始まりますけれども、既にスタートの時点から居住する区によって大きく差が出てきていると、そんな点についてどう戦略を考えておられるかということ、そのことをお聞きしたいと思います。

白澤委員長

いかがでしょうか。専門職はうまくいくかもわからないけれども、本来、一番中心になる地域の人の活動というのをどのように確保していくのかあるいは育成していくのかについてというご質問ですけれども、いかがでしょうか。

事務局（松村福祉局生活福祉部地域福祉課長）

地域福祉課長の松村でございます。

白國委員ご紹介いただきましたように、本当に地域の実情といたしまして、担い手不足というのは大きな課題かと考えております。高齢化や固定化によって本当に若い方の担い手がなかなか見つからないという声はたくさん聞いておりますし、本当に喫緊の課題だとは思っているところでございますが、なかなかこれをしたら担い手が見つかるかという根本的な対策というのはなかなか難しく、地道な取り組みが必要かなと思っているところでございます。

計画の中でもより地域福祉活動への参加の促進を働きかけることでございますとか、先ほどの福祉読本も長い取り組みにはなりますが、小さいころから福祉に親しむ心を育てていた

だくことですか、情報発信、若い方はいろいろな形でボランティアをしてみたいという方はいらっしゃるけれども、情報がうまく伝わらなくてというところもございますので、そういったところを総合的に取り組みを進めまして、担い手の確保には努めてまいりたいと考えております。本当に大きな課題として認識しておりまして、この計画の中でも大きな位置づけをもって書かせていただいているところがございますが、先ほども申し上げましたが、これをしたらすぐに見つかる、担い手が確保できるといった抜本的な解決策はなかなか難しくなっておりますので、地道な取り組みを続ける中で、そうした活動の担い手を確保してまいりたいと考えているところがございます。

各区においてもそれぞれ実情も違うし、計画ができているところもあれば、活発に動いているところ、動いていないところもあるのではないかとのご指摘もいただきましたが、この辺につきましても、またこの計画を策定いたしましたことをもとにしまして、各区の実情も把握してまいりまして、もし足りない部分があれば支援をしていくというようなこともあわせてやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

白國委員

一つだけ申し上げたいのは、各区に地域福祉ビジョンというものができていないところという、それをつくるのはやっぱり行政の役割やと思うんですよ。それも2年も3年も前から指摘を分科会等でしておいてまだにできないというのは、そういうビジョンもないもとでいろんな事業を導入されてもそれはあまり意味のないことで、やっぱり行政の責任のところはしっかり24区にそれぞれの実情、流れを踏まえたようなビジョンをつくるべき、早急につくるべきでなかろうかなというふうに思うんですけれども。

白澤委員長

どうぞ、事務局、何かありましたら。

事務局（松村福祉局生活福祉部地域福祉課長）

区のビジョンとか地域福祉計画等でございますが、ほぼほとんど区でできておりまして、

あと数区残っているところにつきましても、30年度中にはできる予定となっております、そこに向けては局としても支援を強化してまいりたいと考えております。

白澤委員長

よろしいですか。

小山委員

小山です。

今のご意見に連動しての僕、コメントなんですけれども、ちょっとだけ理屈っぽい話をします。要は地域を共同体として見るのか、自由な自発性による集まりと見るかという理屈、コミュニタリアニズムかリベラリズムかというような理屈があります。つまり何が言いたいかという、そもそもが共同体として仲間やから義務でしなきゃいけないで、そして仲間を支え合うことでお掃除当番も義務でという形で助け合うというのが古来のやり方でした。でも今それがしにくくなってきています。町内会費の代理徴収なんかも最高裁に持っていったら負けるようになってきてしまいました。そこで、今、行政も社会も腰が引けてしもうていわゆる割り当て型の「ねばならぬ型」をおりるようになってきました。けれども、そうすると今度はボランティア、自発的にやりたい人がやるという考え方なんです。そうするとそれが地域の中に網羅的ななんていうのは無理なんです。だから小学校区にとか、町内会にという単位には置くことは不可能なのです。

だから何が言いたいかといったら、本来理屈っぽくいうと矛盾したことを今やろうとしているんですけれども、設置をするんならちゃんと視点を分けてほしい。つまり行政がコミットする部分はしっかり公がサポートする。例えば民生委員なんかでもとてもフォーマルな存在ですけれども、地域の人にあんな人にプライバシーを教えるとか、役所にこれはちょっと失礼を言いますけれども、市役所に電話かかってきたら本当ですねなんて市役所が答えるような状況があって、その民生委員は動けるはずがないわけです。ですから、そういう意味で言うたら、これは公がお願いしてやっていただくものですというのはしっかりサポートしていく仕組み、一方では、これは公がすることではなく、自発的にお願いするという部分には逆に小学校区だとか、そういう地域を越えたところでどんどんと関心を持った人が、主にそれは社協であったり、ボランティア協会であったり、またその他のNPOと協力していきななきゃいけないと思いますけれども、そういうエリアの概念を超えてどんどん有志が参加し

ていくのとこの2つを、僕が読み足らなだけかもわかりませんが、そこをやや混同してやろうとしたとき、それぞれ動こうとする人間が動きにくくなっているような気がしています。

どうぞ、もちろん努力されているのはわかっているんですけども、その2つにしっかり意識をしていただいて、ここは公が責任を持ってサポートせなあかんところや、だからこれは我々がお願いしているんですという形できちりと組織的にしていく部分と、ここはまさにご希望がある方がいわゆる公的エリアを超えてでもサポートしていただく、これは素敵なことやから民にどんどんお願いしていくというふうに。

白澤委員長

要するに2つのことをおっしゃっているんだと思いますが、1つは公的なインフォーマルなそういうものをきちっと行政が支えていくということと、地域の中でそういう人たちがボランティアに活用することを支援していくというこの2つが大変大事だと。矛盾しているようだけでも、そういう視点でやってほしいというコメントというふうに伺ってます。

白國委員のご意見は大変重要なあるいはどういう形で解決していくのが大変難しいんですけども、ただ僕は最近よく思っているのは、サービスの受け手と担い手と分けるのではなくて、担い手でもあるし、受け手でもある、こういうことは随分可能なんだなというのをいろんな活動を見て思うことがございます。ぜひそういうように少し広くいろんな人がいる、地域には働きに来る人もいるし、そういうように広く担い手を捉えていくというのは大阪市にとっては大事なんじゃないかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。これで地域福祉計画につきましては終わらせていただくということでよろしいでしょうか。

じゃ、続きまして、2つ目の議題、報告事項ですが、次期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（久我福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

失礼します。福祉局高齢者施策部高齢福祉課長の久我でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、第7期の大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましてご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、お手元資料の資料2、A3の資料をごらんください。

まず、資料表面の左上、1の「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」についてですが、大阪市におきましては、高齢者に関します保健福祉施策及び介護保険事業等の包括的・総合的な計画といたしまして、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしまして取り組みを進めているところでございます。

第7期の計画につきましては、その図のところでございますように、平成30年から32年までの3カ年を計画期間といたしまして、団塊の世代が全て75歳以上となります平成37年を見据えて地域包括ケアシステムをより深化・推進させていくというための計画としているところでございます。

次に、資料の2の「大阪市の高齢化の現状と将来推計」についてでございます。グラフやその下の2025年の大阪市の姿でございますように、大阪市では今後も高齢者が、特に後期の高齢者の方が増加するというに伴いまして、要介護認定者またはひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などが増加するということが見込まれているところでございます。

一方で、計画の策定に当たりまして実施させていただきましたアンケート調査では、多くの方が1人で外出できると回答をいただいているなど、比較的元気な状態であるということもわかるところでございます。

このようなことから、社会参加の機会を増やすなど、介護予防の取り組みを進め、より健康な状態を維持していただくとともに、介護が必要な方は重度化を防止するような取り組みを進めていく必要がございます。

続きまして、右上の3の「介護保険制度改正のポイント」でございますが、今般の介護保険制度の改正によりまして、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み、また医療・介護の連携、また地域共生社会の実現に向けた取り組み等の推進を図るということとしておりまして、これまで構築を進めてきました地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくこととしているところでございます。

このような状況を踏まえまして、4の「第7期計画の基本的な考え方」といたしましては、地域包括ケアシステムをより深化・推進していくために、現行の第6期計画を継承しつつ、5つの重点的な課題と取り組みに沿って施策を推進してまいります。

この5つの重点的な課題と取り組みの内容でございますが、裏面をご覧ください。

まず1つ目でございますけれども、左上の1の「高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実」といたしまして、在宅医療・介護連携の推進とか、地域包括支援センターの運営の充実、また地域における見守り施策の推進などに取り組んでまいります。

また、2つ目はその下にございます2の「認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進」といたしまして、認知症の方の支援や高齢者の虐待防止など、権利擁護施策を推進してまいります。

3つ目は、右の上でございますけれども、3の「介護予防の充実、市民による自主活動の支援」といたしまして、介護予防の取り組み、また健康づくりの推進、高齢者の社会参加と生きがいづくりなどに取り組んでまいります。

4つ目でございます。その下の4の「地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実」といたしまして、介護予防・生活支援サービス事業の充実を図るとともに、介護保険サービスの質の向上と確保を図ってまいります。

また、5つ目でございますが、その下の5の「高齢者の多様な住まいの支援」といたしまして、特別養護老人ホームの施設整備など、施設・居住系サービスの推進などを進めてまいります。

表に戻っていただきまして、資料右側の下の左の5でございますが、「介護保険給付に係ります費用の見込み及び介護保険料等」でございます。介護保険給付の費用の見込みにつきましては、介護保険制度の改正等の影響を踏まえまして、計画期間中の高齢者人口を推計した上で、過去の給付実績等をもとに計画期間中におけます各種サービスの費用の見込みを推計しております。30年度からの保険料基準額につきましては、その一番下のところでございますが、月額7,927円となっております。第6期の6,758円から1,169円の増加となっております。

次に、その右の第6の「自立支援・重度化防止等に係る取り組みと目標」というところですが、今般の介護保険法の改正によりまして、市町村は介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を計画に記載するということがされたところでございます。本計画に記載しておりますさまざまな施策の中から、そこがございますように認知症サポーターの養成とか、いきいき百歳体操などの介護予防に効果のある通いの場の立ち上げ支援など、自立支援・重度化防止に係る取り組みとその数値目標について、取りまとめて記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、これらの計画につきましては、パブリックコメント手続におけます意見の反映を行うほか、この間開催しております高齢者福祉専門分科会、またその各部会におきまして委員の皆様にご審議をいただき、最終ですが、3月14日の高齢者福祉専門分科会におきましてご承認をいただいたところでございます。

次に、お手元のファイルでございますけれども、高齢・介護というところの最終ページでございます。資料が多くて申しわけございません。325ページをご覧ください。

「認知症の人をささえる大阪宣言」のページでございます。認知症に対します画一的で否定的なイメージを払拭する観点、また認知症の人やその家族の視点を重視した取り組みを進めるために、認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議を本年2月13日に開催させていただきました。

あわせまして、認知症の人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しまして、市長による「認知症の人をささえる大阪宣言」を行わせていただきました。そこに宣言の内容を掲載させていただいたところでございます。

最後になりますが、別資料になっておりますが、オレンジ色のカラー刷りの大阪市認知症アプリという資料をごらんください。

大阪市認知症アプリでございますけれども、認知症に関する知識の理解を深め、早期に認知症に気づき、地域のつながりで認知症の人を支えるまちづくりに向けて、スマートフォンなどで利用できます大阪市認知症アプリを明日の30年3月30日に、リリースするとともに、ウェブサイトとしまして認知症ナビを公開させていただきます。

認知症アプリと認知症ナビにつきましては、認知症の方ご自身だけでなく、ご家族や支援者の方などにもご利用いただきやすいというものになっておりまして、認知症チェックや身近な地域のイベント情報など、豊富な情報をお伝えできるものとなっているところでございます。

このように、今後さらに認知症の理解が深まりますよう、認知症の知識や本市の認知症施策に関する普及・啓発を行うなど、さまざまな認知症施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、第7期におけます高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関するご説明でございました。どうぞよろしく願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

先般、朝日新聞で大阪市の介護保険料が取り上げられていたわけですが、そのあたりについて高い、その理由もきちっと朝日新聞には書いていたわけですが、そのあたりについて事務局、ご意見が何かありましたらいかがでしょうか。

事務局（渡邊福祉局高齢者施策部介護保険課長）

介護保険課長、渡邊でございます。座って説明させていただきます。

今ご指摘がありましたように、介護保険料につきましては、第7期のところで7,927円ということで、新聞報道等によりますと政令市、また都道府県のそれぞれの主要74自治体の中でも一番高い状況ということで、今回の新聞報道になってございます。

大阪市の保険料が高い、伸びている状況につきましては、1つの要素としましては、資料にあります大阪市高齢化の現状と将来のところで見ていただきますと、1つはグラフの左側の1つ下、真ん中ですがけれども、ひとり暮らしの方が多という状況もございまして、どうしてもひとり暮らしの方につきましては、家族のそうした介護というのが受けられないということもございまして、その特徴としましては、大阪市はひとり暮らしが多いことで認定率が高いということになってございます。そうしたことと、低所得者の方も多ということもございまして、大阪市の保険料につきましては他の市町村に比べて高いという状況になっております。

今後の状況でございますが、これに加えまして、そのグラフで申し上げますと、右の一番上になりますけれども、先ほどもご説明させていただいたように、今後は後期高齢者、いわゆる75歳以上の方が比率として全体の高齢者の中でも増えていくということになります。そうなりますと、そのグラフの一番左下になりますけれども、年齢別の要介護度をお示しております。やはり75歳以上を超えますと、全体の認定率としても4割ぐらいの方が認定を受けておられるということがございまして、今後はこうした大阪市の高齢者の中でさらに高齢化が進むということもございまして、そうしたことで今後認定率が増えていくということになってございます。ですので、そうした影響があることで1つは認定者数が増えていく。また、今後、介護報酬改定でありますとか、処遇改善等も実施をされるということを加味しまして、今回、高い保険料になっている状況でございます。

しかしながら、先ほどもありましたけれども、今後は介護が必要な方につきましては、重度化を防止するということが必要になってきますし、要介護状態にならない、そうした予防という部分につきまして取り組みを強化していくということの中で、少しでも認定率を抑え

ていくということの取り組みが必要というふうには考えております。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

大阪市の特性もあるけれども、今、事務局の話で重度化防止や介護予防を推進していくと、こういう形で進めていきたいということですが、何かご意見ございませんでしょうか。

それじゃ、山本委員。

山本委員

先ほどの介護保険料、私も高いと確か発言させていただいたと思うんですけども、抜本的に法律、法改正しないといけないということで、大阪市は特にその中で先ほど言った背景がありますので、そういうのを柔軟に運用できるような法改正を引き続き我々も要望していくと、議会のほうはそういう立場であるのかなと思っております。

以上です。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

それじゃ、牧里委員。

牧里委員

介護保険料が上がるのは介護費用がふえるからですよ。国としては介護予防ということで生活支援サービスとか、もっと介護に至る前の暮らし支援をもっとやったほうがいいんじゃないかというので生活支援サービスとかというのが出てきていると思うんですけども、そのポイントの一つは、ここに書いていただいた資料2の地域共生社会の行政サービスというのをどんなふうにかえるかなんですよ。確かに富山のこのゆびとまれ方式の小規模多機能というやり方もあったりするんだけど、基本は高齢者を受け手と考えるんじゃなくて支え手と考える、そういう発想がまだないんじゃないかと思うんですよ。こども食堂にお年

寄りが行く、そこでボランティアをする、それがぼけ防止になるとか、障がい者の施設にも行ってもらってもいいし、農業をやっている高齢者夫婦の耕作放棄地に行って、特にサラリーマンが農作業をやる、こういうのをサービスですとか、つまり受け手と支え手の境目をなくすような行政サービスを小学校区ごとにどんどんつくってもらおうと。小学校区1つに地域の茶わんをつかっていくと、そこにみんなで作ると。そこに行政職員や専門職員が訪ねていくと。要するアウトリーチというのか、出前で行くと。こういう仕組みに変えないと多分予防は難しいんじゃないかと、そういうのが抜本的だと思うんですよ。どっちみちお金を使うんだったらそっちのほうに税金をつぎ込んだほうがよっぽどいいと思うんですよ。

白澤委員長

これは僕が最初に地域福祉のときにも申し上げた話で、サービスの担い手が実は受け手と、ボーダーを外していくことが今から大変大事だということでございますが、ただ山本委員もおっしゃっているように、現実には恐らく大阪市も地域包括支援センターのレベルは随分高くて、随分地域づくりに貢献しているというふうに思います、各区の中で。ところがこの財源問題はひとり暮らしの問題や所得の問題で市町村格差がだんだん広がっていくんだらうというふうに思うんです。そういう意味で本当にどういうレベルで保険者というのを位置づけていくのかということの議論が必要な時期には来ているんだらうと思うんです。もう一度議論をどういう単位で保険者というのを位置づけていくのかと、これはまた大きな課題だらうと思いますし、いろんなところでご議論いただければありがたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、大阪市高齢保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

きょうはいろんな議題がございますので、少しスピードを上げさせていただきたいと思いますが、次に、障がい者施策について、次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（内村福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課長の内村と申します。

私のほうから、大阪市障がい者支援計画・障がい者福祉計画についてご説明させていただきます。

きます。着座の上、ご説明させていただきます。

それでは、A3の資料3をごらんいただけますでしょうか。

大阪市障がい者支援計画、それと第5期の障がい福祉計画、それと第1期の障がい児福祉計画（案）の概要でございます。

まず、左上、1でございます。次期計画の位置づけということで、現行計画につきましては、29年度、今年度で終了いたしますことから、30年度からの次期計画の策定を進めてまいりました。障がい者施策を総合的に推進する観点から、この中の表にございます3つの計画を一体的に策定しております。

まず、1番目の上段の1つ目の障がい者支援計画、これは障害者基本法に基づく計画で、本市の障がい者施策全般にわたります基本的な方向性を示すものでございます。中長期の計画としまして、平成30年度から35年度までの6年間を計画期間としております。

真ん中の第5期障がい福祉計画、これは障害者総合支援法に基づく計画でございます。入所施設等からの地域移行者数や一般就労者数など、国の基本指針に基づきまして成果目標を設定しますとともに、必要なサービス見込み量とその確保のための方策を定めるもので、計画期間を30年度から32年度までの3年間としております。

下段の児童福祉法の体制により新たに策定が義務化されました第1期障がい児福祉計画でございます。障がい福祉計画と同様に3年間を計画期間とし、成果目標や福祉サービスの見込み量を設定しております。

次に、その下の2でございます。次期計画策定で考慮すべきことについて、ここでは3つのポイントがございます。1つ目のポイントとしまして、法改正や条例改正などの状況の変化を次期計画に盛り込んでいく。法改正ではこの間の障害者差別解消法の施行なり、発達障害者支援法の改正あるいは総合支援法の改正、条例で申し上げますと、大阪市こころを結ぶ手話言語条例の制定などがございます。

真ん中の2つ目でございます。国の基本指針の見直しを踏まえ、次期計画の成果目標を設定すること。これは成果目標をここに1から5まで書いてございます。中には今回、国が新しく示してきたものもございますが、この中身を設定していくと。

それと最後でございます、最後ですが、平成28年度に実施いたしました大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえまして、次期計画を策定していくということでございます。

次に、右上、3をごらんいただけますでしょうか。

平成28年度に先ほど申しました大阪市障がい者等基礎調査の主な結果として、ここに掲載

させていただいております。

まず、1つ目の丸の障がい理由に不快（差別）や不便さを感じた場面ということで、アンケートの結果でさまざまな場面で不快や不便さを感じておられ、障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮が求められているということでございます。

中段の2点目、障がい者施策全般に望むこと、複数回答ではございますが、相談支援体制の充実といった回答が多く、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められているということでございます。

一番下段の丸、施設入所者を対象とした調査で、施設を出られて地域移行したいと思うかという内容でございます。地域での生活を望んでおられる方がたくさんおられ、この中では地域で暮らしたいが全体の45.3%となっております。本人さんの意向を十分に尊重しながら地域移行の取り組みを進めていく必要があるということでございます。

その下、4でございます。基本理念・基本方針、現行の計画と同様に障害者基本法の基本理念にのっとりまして、右に書いてございます基本方針（1）個人としての尊重、（2）社会参加の機会の確保、（3）地域での自立生活推進、この3つの基本方針を引き継いでそのまま実施してまいります。

また、これら計画推進の基本的な方策につきましては、下に書いてございます1の生活支援のための地域づくりから6までの内容で施策を推進してまいります。

裏面に参ります。

それでは、各計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、5の障がい者支援計画でございます。計画の内容は非常に多岐にわたっておりますので、細かな部分は省略となりますが、第1章から第6章からなっており、啓発広報・情報・コミュニケーション・権利擁護や相談支援、スポーツ・文化・地域移行・保育・教育・就業・バリアフリー・災害対策・保健・医療など、障がい者施策全般にかかわる分野の基本的な方向性をこの計画の中で示しております。

そして、その下の6でございます。障がい福祉計画・障がい児福祉計画、ここでは計画策定に係ります国の基本指針に基づきまして、成果目標とサービス見込み量を設定しております。

（1）の成果目標についてですが、1の施設入所者の地域移行、2の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、3の福祉施設からの一般就労、4の地域生活支援拠点の整備、5の障がい児支援の提供体制の整備といったような内容でそれぞれ盛り込んでおると

ころでございます。

そして右の(2)主な障がい福祉サービスの見込み量でございます。これまではサービス利用実績を踏まえまして、平成30年度からの今後の3年間の各福祉サービスごとの見込み量を設定しております。資料では大きく3つに分けて訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービスに分類しておりますが、一番下の施設入所支援、これは施設から徐々に地域移行を進めるとまた入所も減ってきているということで、これだけが減少してそのほかは増加しているという状況でございます。

最後、右側に参考としまして障害者手帳所持者数の推移と障がい福祉サービス見込み量の推移を記載しております。手帳の推移では、身体障害者手帳は平成25年と比較しますとほぼ横ばいの1.02となっておりますが、知的障がいの手帳の発行は121%、精神障がいの手帳は約35%とそれぞれ増加しております。

また、その下段の障がい福祉サービス利用者数の推移、平成25年度から平成29年で約6,000少し増加している状況でございます。

いずれにしましても、この計画素案をこの12月から1月の間、パブリックコメントの手続を経まして、先週3月23日に大阪市障がい者施策推進協議会でご承認いただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

いかがでしょうか。

はい。

牧里委員

計画の中身、多分5章の住みよい環境づくりのためにという中の安全・安心ということなんですが、南海トラフで災害を想定した避難訓練とか、対応とかということが議論されていますよね。多分そのこともやっていらっしゃると思うんですが、ここには避難支援プランをつくっていくということなんですけれども、避難支援プランをつくっても避難先の会社が拒否をしたり、それは福祉避難所に行ってくれとか、合理的配慮という観点から考えたときに

避難場所の問題とかどんな議論になっているのでしょうか。

割と一般的に合理的配慮を考えるけれども、いざというときのそういうことについては、何か据え置かれていることが多いような気もするんですけども、もしどんな議論になっているのか、されたことをご紹介、お願いできませんでしょうか。

事務局（内村福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

よろしいでしょうか、障がい福祉課長、内村でございます。

今、委員からおっしゃられました避難の話でございます。当然、委員の中には障がい当事者の方々にもお入りいただいておりますので、議論になった点はおっしゃられましたように、まず流れとしましては通常の避難場所に行っていたら、その方が福祉的な配慮が必要な場合、福祉避難所、この福祉避難所はそれぞれが社会福祉施設と現在数をふやすために協定を結んでいってある状況でございます。そこから福祉避難所のほうに移動していただくと。

それともう一つ議論になったのが医療体制でございます。医療器具等の話で、特に難病の方々とかは常日ごろ医療の関係が必要なので、すぐにそういったものが準備できるのかとかいったような中身がございました。そういった中身も含めて議論させていただき、計画の中に盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

牧里委員

災害という場合は、基本的には建物が倒壊するかやねんけれども、大阪の場合、一番心配なのは津波やと思うんですね。要するに1時間以内なのか、2時間以内なのかわかりませんが、とにかく2時間以内なわけね。東日本であったように仙台なんかで起きたのは、2時間以内だって車が渋滞するし、車に乗っていた人が全部波にさらわれちゃったりとか、歩いて逃げた人は何とか助かっている人がいるとか、そういうことを踏まえると、ビル街の高いところにどんどん逃げると。どこの会社のビルもちゃんと障がい者に対応していますよということを目ざらなければならないと多分受け入れできないと思うんですね。いや、うちは設備がないから避難所に行ってください、病院に行ってください、福祉施設に行ってくださいと。

福祉施設が近くにあればいいけれども、うちの区はないとかなるとどうなるのかなとか、それは考え過ぎやと言えれば考え過ぎなんだけど、でも考えたらそういう災害のときのことを考えて日ごろからの合理的配慮を一緒に考えましょうといういいチャンスでもあると思うんですよね。そのあたりがちょっと気になったのでお聞きしました。

白澤委員長

事務局、何かございますか。ぜひ参考にさせていただいて、もう少し日ごろから地域の中の関係づくりをどうつくっておくのか。これは何か、住民だけじゃなくて先ほども申しましたが、企業とか、そういうところとの関係というのも大変重要だと、これは雇用の問題も含めてですが、そういうような視点でベースになる形で地域の中でどういうように支え合っていくのかという基本があって初めてできるということだというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、少しスピード上げて申しわけございませんが、障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画についてはこれで終わりにさせていただきまして、続きまして、子ども・子育て支援につきまして、大阪市こどもの貧困対策推進計画の策定につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局（新堂こども青少年局企画部こども貧困対策推進担当課長）

こども青少年局企画部こども貧困対策推進担当課長の新堂と申します。どうぞよろしく願いいたします。

そうしましたら、私のほうから、大阪市こども貧困対策推進計画につきましてご説明申し上げます。座って説明させていただきます。

お配りさせていただいております資料4の1枚目をごらんくださいませ。

まず、このこども貧困対策推進計画の策定に至った経過につきまして、この概要に基づきましてご説明をさせていただきます。1枚目の上の囲みの中に計画策定の背景及び趣旨、計画期間を記載してございます。

この背景・趣旨といたしましては、次の世代を担う子どもたちの生活あるいは教育の機会均等、そういったことが国際的な課題になる中で、いわゆる子どもの貧困率、これがOECD32カ国中、日本が下位から10位という状態になっているということが明らかになりまして、国を挙げて子どもの貧困に取り組む必要があると広く認識されたところでございます。そし

て平成26年にこどもの貧困対策に関する法律の制定と取り組みの基本方針を示しましたこどもの貧困対策に関する大綱、これが閣議決定をされまして、子どもの貧困対策を総合的に推進する国や自治体での取り組みが始まったところでございます。

大阪市では、吉村市長をトップといたしますこども貧困対策推進本部を平成28年2月に設置をいたしました。そして、市内のこどもたちの生活実態等を把握するため、平成28年6月から7月にかけて、市立の小学校5年生、中学校2年生の児童生徒とその保護者、5歳児の保護者を対象にして「子どもの生活に関する実態調査」を実施したところでございます。

この「子どもの生活に関する実態調査」は、回収率が76.8%、調査票の回収数は7万532件の回答を学校をはじめ皆様のご協力で集約しました。今回策定いたしましたこの「こどもの貧困対策推進計画」につきましては、この実態調査の分析により明らかとなりました課題を踏まえて、それらの課題の解消に向けた取り組みについて、平成30年度から34年度の5年間を計画期間として設定をしております。

この実態調査の分析につきましては、児童福祉を専門とし、また子どもの貧困対策の研究をされております大阪府立大学の山野教授にお願いをいたしました。計画の本編のほうには主な分析データを掲載させていただいております。青いファイルの5ページから35ページにわたりまして、非常に多くのデータでございますけれども、掲載しておりますのでご参照くださいませ。

この実態調査から確認されました主な課題につきましては、1枚目の中段以降に6点にわたって記載をさせていただいております。

まず、1番目の家計と収入に関することから、6番目のつながりに関することまでありますが、時間の関係で個別の説明は省かせていただきます。なお、いずれの課題につきましても、困窮度が子どもやあるいは保護者の生活に影響しており、例えば、ひとり親や若年で親となった世帯については経済的に厳しい割合が高いといった点でありますとか、それから困窮度の高さに比例しまして子どもあるいは保護者の心身の自覚症状が強くなっていたり、あるいは学習習慣や生活習慣に課題があることが確認されました。また、地域から孤立する傾向があることも明らかになってまいりました。こうした課題への対策が必要であるということが、この実態調査から明らかになったところでございます。

それでは、この実態調査で確認されました課題について、こういった対策を進めていくかにつきましてもご説明させていただきます。概要版の裏のページのほうをごらんくださいませ。

まず、計画の基本理念といたしましては、全ての子どもや青少年が生まれ育った環境にか

かわらず、みずからの未来に希望を持って取り組み、成長し、社会の一員として自立、活躍できる社会を大阪のまちの力を結集して実現するというふうにしてございます。その上で重視する視点としまして、実態調査を踏まえまして、この左側に書いてございますように、生きる力の育成、切れ目のない支援、ひとり親や若年で親となった世帯への支援、社会的養護の自立支援、社会全体の取り組み支援の6つとしております。そして中央から右に施策体系を書いてございます。

まず、施策1、子どもや青少年の学びの支援の充実ということで、この下に(1)から書いてございますけれども、幼児教育の普及と質の向上、学力向上、進学、体験・学習等の機会を提供します。施策2、家庭生活の支援の充実ということで、子育て家庭におけます養育や教育の支援、健康を守る取組み、家庭的な養育を推進します。施策3、つながり・見守りの仕組みの充実ということで、子どもや青少年・保護者のつながりを支援、児童虐待の発生予防と対応できる体制をつくります。社会全体で子どもや青少年・保護者を支援する取り組みを推進するというところでございます。

右側の施策4では、生活基盤の確立支援の充実ということで、就業支援でございますとか、施設退所者の自立の支援、それから仕事と子育ての両立、子育て世帯の経済的支援ということで、この4つの施策体系をベースにしまして、相互に関連しながら進めてまいります。

そしてこの施策の計画の進捗につきましては、右の上で丸囲みして書いてございますけれども、この基本理念の実現につながる環境整備を把握するため28の指標を設定してございます。この指標の数値変化を確認することで進捗管理をしております。

具体的な指標につきましては、青いファイルの計画本編のほうの46ページに一覧表を掲載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

この指標という形での進捗管理の方式なんですけれども、国あるいは他の自治体でも同じように指標をもって進捗管理をすることとしてございますので、大阪市も同じ方式をとることによって他都市比較の際にも活用できるというふうに考えてございます。

また、計画本編のほうの47ページから76ページにつきましては、こども青少年局を初めとしまして、福祉局、健康局、教育委員会事務局、各区役所など関係部署が実施いたしますこどもの貧困対策関係の具体的な取り組みや事業を掲載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

今回のこの計画につきましては、大阪市こども・子育て支援会議のもとにこどもの貧困対策推進計画策定部会を設置いたしまして、5名の有識者の方からご意見をいただきながらま

とめてまいりました。また、昨年12月からパブリックコメントを実施し、合計29のご意見をいただきまして、今回のこの計画策定に至ってございます。この計画につきましては、30年度から5年間を計画期間としまして、先ほど申し上げました指標に基づいて進捗管理をし、その中で必要に応じまして適宜見直しを行いながら、こども貧困対策の効果がより一層得られるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

こどもの貧困という大変重要な、特に大阪市でこれは大きなテーマとなると思うんですが、このこどもの貧困対策推進計画につきまして、ご質問なりご意見はいかがでしょうか。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

高橋委員

看護協会の高橋です。

本当にこのご報告をお聞きしていて胸が痛い限りです。実際にこういった実情としてこれに対して対応していかないといけないというのはわかるんですけども、同時にこの予防というか、妊娠のときから既にここに対する道が続いていくわけであって、こういったところでのこれから増やさないための対策といったところでの取り組みもさらに強化をしてやっていていただきたいなと思いました。

以上です。

白澤委員長

今の話は現実の貧困という問題だけではなくて、予防するという、貧困にならないような形で、例えば妊産婦の支援を含めてこういうことをやっていかないかんといい、事務局、何かございますでしょうか。

事務局（新堂こども青少年局企画部こども貧困対策推進担当課長）

ありがとうございます。

青いファイルのほうに入っております計画本編のほうの60ページをごらんいただけますでしょうか。

60ページのところがちょうど母と子の健康を守る取組みということでございまして、その一番下のナンバー99のところに乳幼児家庭全戸訪問事業を記載しています。これは各区の助産師あるいは保健師が出産された全ての家庭を訪問いたしまして、その家庭の状況でありますとか、そういったものを把握して必要な支援につないでいくという事業なんでございますけれども、こういった事業も活用しながら、今、委員のほうからもご指摘いただきましたような一番最初のところから支援につないでいくということを進めてまいりたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

高橋委員

すみません、これは全戸訪問事業に関しましてどれぐらいの率で行われているのでしょうか。全戸ということは100%回れているのか、それだけのマンパワーがあるのかといったところをお聞きしたいなと思います。

事務局（新堂こども青少年局企画部こども貧困対策推進担当課長）

私のほうでこの事業についてお聞きしていますのは、基本的に100%ということでございます。ただ里に帰って出産されているケースでありますとかあるいはそのまま転居されるといったケースもございますので、そこを除けば100%になります。ほかの市町村に行かれたらどうしても訪問しようがないので、そこは除いているとお聞きしております。

白澤委員長

よろしいでしょうか。100%やっていると、こういうことですね。

ほかにいかがでしょうか。

大変重要な施策だと思いますが、具体的な施策をどのように落とし込んでいくのかというのが最終的な課題のような気もいたしますが、それは今の意味では専門職や地域の人たちも大変重要だし、あるいは財源的にも施策としてやらなきゃならない施策も随分あるような気がいたします。高齢者の施策は昔は随分おくれていたんですが、いつの間にかこどもと逆転してしまっている。例えば児童養護施設の施策というのも随分高齢の老人ホームなんかと比べるとケアの質というのは財源的に低い。こういう問題をもう一度根本的に大阪市の中でも

考えていただいて、きちっとした財源を投入して展開していただくということは大変大事な
んではないかというふうに思います。

ほかになければ次の議題に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、これは昨年から継続している議論ですが、児童福祉審議会の設置
につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（吉田こども青少年局子育て支援部管理課長）

こども青少年局子育て支援部管理課長の吉田でございます。

私のほうからは、児童福祉審議会の設置についてご説明させていただきます。着座にて説
明させていただきます。

資料5の1ページをごらんください。

児童福祉審議会の設置の必要性につきまして、平成28年10月の児童福祉法改正により、児
童福祉審議会の権限強化等が定められ、本市におきましても、現役世代への重点投資として
子育て・教育環境の充実、子どもの安心・安全を確保する取り組み等の充実が求められてい
る中、児童福祉をめぐるさまざまな施策を立案に結びつけていくために児童福祉審議会を設
置し、児童に特化した議論を集中的に行っていかなければならないと考えております。

児童福祉審議会の設置につきましては、昨年度の社会福祉審議会総会におきまして、（仮
称）児童福祉審議会の設置案としてご報告を申し上げたところでございます。その際に委員
の皆様方からいただきましたご意見等も踏まえ、こども青少年局といたしましても、関係局
等との調整を図りながら慎重に検討を行ってまいりました。

特に社会福祉審議会との連携につきましては、本日の議事にもありました大阪市地域福祉
基本計画が保健や福祉を地域という視点から横串を刺しており、高齢や障がい、児童を横断
的につなげております。児童福祉については、児童福祉審議会で集中的に審議を重ね、議論
の深化を図り、大阪市地域福祉基本計画において福祉施策全般に係る施策として連携を図っ
てまいりたいと考えております。また、必要に応じ社会福祉審議会と児童福祉審議会との情
報の共有化を図ってまいります。

また、障がい児に係る事項につきましては、大阪市障がい者施策推進協議会において大阪
市障がい者支援計画・大阪市障がい福祉計画・大阪市障がい児福祉計画についてご審議をい
ただき、進捗管理を行うこととなっておりますので、障がい者施策推進協議会との連携を図
ってまいりたいと考えております。これらに加えて、児童福祉施設に係る法人設立・認可等

につきましては、今後調整が必要なものもあり、引き続き検討を行ってまいります。

以上のような整理等になお時間を要することになっていることにあわせ、社会福祉審議会と連携を図る観点からも、児童福祉審議会の設置時期について再度検討を行い、社会福祉審議会の一斉改選時期と合わせ、設置時期を平成30年4月から平成30年12月へ変更した上で手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、補足資料として2ページには児童福祉審議会の設置案としての組織図、3ページに児童福祉審議会の構成についての案、5ページには社会福祉審議会及び児童福祉審議会の連携のイメージ図を記載させていただいております。

現在、国において検討が進められている児童福祉審議会の機能強化としての子どもや関係機関から児童福祉審議会が直接意見・苦情等を受け入れる仕組みを的確に対応していくためにも、本市としての子どもに係る施策の一層の充実を図るためにも、児童福祉審議会での議論を進めていくことが重要と考えておりますので、ご報告させていただきました案の趣旨にご理解いただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

前回、平成30年4月設置を目指していたわけですが、社会福祉審議会の一斉改選時期に合わせて平成30年12月に児童福祉審議会の設置という形で進めていくと、こういうことでの提案を今いただきました。方向をお示しいただいたわけですが、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

前回の議論につきましても少し整理をしていただいて、後ろのページですが、児童福祉審議会の設置に向けての事項と考え方、対応ということで前回の意見、社会福祉審議会でも出ました意見についてこういう形で考えていくということも書いていただいております。そういう意味では、一定の方向として進めていただくということがある程度コンセンサスがとれたのかなというふうに思いますが、ご質問なり、ご意見ございませんでしょうか。

障がい児の問題等々については、まだまだ役割分担をどうしていくのかというのが、恐らく本局の議論とあわせて審議会議論にも関係してくると。連携というのは言葉ではかなり優しい言葉なんですけど、中身は大変難しく、どういこうようにうまくお互いが情報をきちっと

交換し合いながら意見を言い、進められるのかと。大変難しい問題ではあるかと思いますが、それは事務局のほうで2局がきちっと調整をしていただきながら進めていくということで、この児童福祉審議会のことについては皆さん方、合意が得られたというようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それ以外にその他ということで事務局からありますが、何かその他事項として事務局のほうからございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。少し予想よりも早く、きょうは議題が多くて4時にはお帰りにならなきゃならない人が何人かおられるというふうに聞いていたので、こういう形で進めさせていただきましたが、少し時間がございますので、先ほどのことにつきましても何か、ぜひこれだけは言っておきたいというようなご意見がございましたらお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

山下委員

すみません、理事者にお聞きしますけれども、総括、離れるかもしれませんが、今回、介護士とかいろいろ話がございましたけれども、最終的に税は、いろいろ福祉に関しましても、これから少子高齢化がどんどん進んでいきます。最終的にはやはり介護士、保育士、いろいろ助けてもらわなければいけない。当然個人でできない民に頼まなければいけない、また介護福祉施設に頼まなければいけないんですけれども、どんどん税の投入、先ほど委員長が言うたように税を投入しなければいけないんですが、ただいろいろ全部の施設ではないんですが、施設によって介護士にしっかりと給料が支払われているのかどうか。

要は園の売り上げ、介護施設の売り上げに応じてしっかりと人件費が支払われているのかどうかということをしかりと見ていただきたいんです。例えば保育士の件でも、今回、国から補助金が出ますけれども、保育士のほうに。しかし、それは園に出て保育士に充当しなさいという法はないんです。園には出ます。しかし、保育士に充当するという法律は定められていないんです。これは介護士にとってもそうなんですけれども、どんどんこれからふえていく。税は投入するけれども、要は内部留保が多いということは結構聞いているんですけれども、そのところでしっかりと相互バランスがとれているのか、そこをしっかりと今後育てて見きわめていってほしいんですがそこは進めるのかどうなのかお聞きしたいんですが。

白澤委員長

事務局、いかがでしょうか。介護福祉士も保育士も国が介護保険のほうでは加算という形で進んでいくわけですが、そのあたりの本人に入る部分と法人のあり方という形でどういうように確認とか、そういうことを行っているかということだと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局（田丸福祉局総務部長）

福祉局総務部長の田丸でございます。

ただいま山下委員からご指摘がありました件でございますけれども、私ども各施設につきましては、保育所につきましてはこども青少年局と、また法人については福祉局と一緒にそれぞれ高齢や児童、障がい福祉施設に監査に参ったりしております。その際に先ほどご指摘ございました内部留保についても適切な額なのか、またそういう賃金とかが正しく支払われているのかという点について監査もしておりますので、今ご指摘の点も踏まえてしっかり見ていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。児童のほうはいかがでしょう。

事務局（工藤こども青少年局保育施策部長）

こども青少年局保育施策部長、工藤でございます。

委員のご指摘のとおりでございます。保育士の人件費については、国のほうから給付費として運営費が支払われています。それは園に対して支払われている。あとは実際に保育士さんにどういう給与を宛てがっているかというのは、それは園が判断されて、園の給与規定に基づいてされているということでございます。これはなかなかどれだけの給与が適正なのかというのは難しい面がありまして、この点は大阪市としても職員の人件費を見える化するようにということで国のほうへも要望しているところでございますので、我々としても今後取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

あと、特に国から指定のある処遇改善等については、それがちゃんと適正に充てられているかどうかはチェックするように指導を受けていますので、そのあたりは市としても取り組みを調査するようにはしております。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

山下委員

いや、監査が入ってしっかりと相互バランスをとっていただければ。

白澤委員長

高齢領域では、実は処遇改善加算という、介護福祉士の場合は随分アップして3万幾らぐらいのアップが一定の要件ができればとれるんですが、実は大きな問題は、そういうような加算をとっていない法人も結構あるわけなんです。それは例えば介護福祉士だけの給料を上げることになればほかの職員とのバランスがとれない、そういうような問題があったりして、恐らく全ての事業所がこの処遇改善加算をとっていないわけでありまして、そういう意味では大阪市あたりが市の中にある社会福祉法人、これは株式会社も介護保険になったら入ってくるわけですが、そういうところにきちっと加算をとって職員の改善にしましょうというような運営のサポートというんですか、そういうこともひとつ大きな課題かなというふうに思います。ぜひそういうことも、これは児童の場合はどうなのかわかりませんが、高齢の場合には自分たちが一定の要件を整えないととれない、そういう意味ではとらないで置いている事業所も結構あると、こういうことでございますので、そこら辺も調整をしていただければありがたいなというふうに。

ほかにご意見ないでしょうか。

はい、どうぞ。

大槻委員

大槻ですけれども、2点ほど権利擁護に関してご質問させていただきたいと思います。

まず、高齢者の関係で資料1の5の共通する課題のところの3番の権利擁護の取り組みの充実というところ、虐待防止に関してございまして、虐待対応に従事する行政職員の専門性を確保するため、事例検討会等を計画的に実施していきますと、こういうことで、私が行った虐待の案件をやったときに、これはいつどういう形で介入するかというのは非常に微妙な問題でして、遅過ぎてもいけないし、早過ぎてもいけないしと、そこら辺の微妙なところがあるかと。

それで、そのような件で場合によって結構、家族、養護者とのトラブルとかいうことも起ころうかと思うんですが、そういう形でとりあえず役所として対応されたときに、その後トラブルったような事例で、これについて事後的なフォロー、正しかったか、正しくなかったと、そこへどう対応されているのかというのがこれは一つです。

それから、障がい者の関係ですけれども、障がい者の障がい者支援計画の第3章、地域生活の移行というところで、その2番で入院中の精神障がい者の地域移行という形でこれをできるだけ推進していきますということで、これは非常に大事なことだと思うんですが、実際にはなかなか退院が進んでいると果たして言えるのか、言えないか、実際にはなかなか退院が進まないというところもあろうかと思うんですけれども、そこら辺を具体的にさらに推進していくためにどのような形で取り組まれていくか、この2点をお聞きします。

白澤委員長

いかがでしょうか。高齢のほうからぜひ。

事務局（坂田生活福祉部長）

生活福祉部長の坂田でございます。

虐待のお話でございまして、確かに大槻委員言われるようにどのタイミングで介入していくかというのは非常に難しゅうございます。その中で例えば例といたしましては、そちらはやむを得ない措置ということで、措置と入院とかあるいは入所とか、そういうことをしていただいた後で、何で引き離すんやと、それについてさっさと家に帰してくれというような事例もたくさんございまして、実は訴訟に及んでいるような事例もございます。

そういうことにつきましてそれをどうしたらよかったか、これからどうしたらいいかということを相談するときに虐待防止の連絡会というのを全庁的なもので設けておりまして、そこには警察の方、それから弁護士の方、それから司法書士の方とか、そういうような方々が皆さん入っていただいて、私ども行政のほうも多くの局で構成しておりまして、いろんな事例、それから地域包括支援センターなんかにも入っていただいて、その対応がよかったのかどうか、これからどうしたらいいのかというようなことも毎年検討会みたいなものをさせていただいております。これからも引き続き積極的に進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

それでは、障がいのほうの地域移行、これはこれを読むと地域で暮らしたいというのが45%もいるというような中で、精神の退院支援と同時に施設等からの退院、地域移行についてどのような今施策をしているかというようなこととその評価をお聞きしたいということですが、いかがでしょうか。

事務局（内村福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

障がい福祉課長、内村でございます。

私のほうからは、施設入所からの地域移行の部分でお答えさせていただきます。

地域移行は進んでいるか、進んでいないかということでございますが、この第4期の計画の中で目標の達成が大阪市では達成が非常に困難になってございます。言いかえますと進んでいないということでございます。最初は一気に進んだんですが、ここの第4期計画ぐらいから進みが非常に遅くなってまいりました。

幾つか課題がございます。まず法定給付の中での地域移行支援というのがございますが、課題の中では、まずご本人さんの地域移行に対する意識の形成からスタートになりますので非常に時間がかかってまいりますし、また、それからご家族の方への啓発あるいは受け皿のグループホームなりの整備といった、こういった部分が全てセットになって進めていかなければなりませんので、一気になかなか今は進んでいない状況でございますが、この30年度からの計画の中で、私どもも地域移行が非常に重要な課題だと捉えております。元々はこれは地域生活の中の第2章の2という位置づけでございましたが、今回、30年度は第3章の1つの章に繰り上げまして取り組みを本当に進めていくというような形でさせていただいているところでございます。

精神病院からの地域移行についてはわかります。

事務局（内田こころの健康センターの精神保健医療担当課長）

こころの健康センターの精神保健医療担当課長の内田と申します。

精神病院というのは長期入院、一定病状が安定されていても長期の間入院されておられる方が多数おられると。私どもとしましても、一定病状が安定されていて入院治療の必要がない方については地域に帰っていただくということは非常に重要であるというふうに考えてお

ります。

ただ先ほど施設のほうでもございましたが、やはり本人の認識とか、あとこれは大阪市特殊な状況でございますが、大阪市内に精神科病院がほとんどないというふうなところで、大阪市で住んでおられた患者さんもほとんどが大阪府下の郊外の比較的遠隔地の病院に入院されているといったようなところから、非常に支援がしにくいというふうな状況もございます。現状では、こころの健康センターのほうが中心になりまして精神科病院さんのほうとも連携もしながら、患者さんへの働きかけでありますとか、あとピアサポーターということで、従前入院をされていて実際に帰ってこられた方なんかにもご協力をいただきまして、患者さん本人への働きかけなんかもさせておるところでございますが、なかなか患者さん本人の退院意欲が入院が長期にわたっていますと高まりにくいというふうなところも踏まえまして、来年度から福祉制度の地域移行支援の申請をしていただく場合の前さばきの支援というのを新たに実施していきたいというふうに考えております。

精神病院からの地域移行の実績につきましても、施設同様、余り進んでいないような状況もございますので、今後、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

ないようだったら、これで大阪社会福祉審議会の総会を終わらせていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

事務局（河野福祉局総務部企画担当課長）

委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方につきましては、本日お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

これをもちまして、本日の総会を終了させていただきます。